

新潟会会則

| 旧会則 | 新会則 |
|---|---|
| 土木学会関東支部新潟会 規約 | 土木学会関東支部新潟会則 |
| <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、土木学会関東支部新潟会という。(以下「本会」という。)</p> | <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、土木学会関東支部新潟会(以下「本会」という。)と称する。</p> |
| | <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、新潟市中央区新光町6番地1、興和ビル内に置く。</p> |
| <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は新潟地区における会員の親睦交流を通じて、土木工学及び土木事業の発展に寄与するとともに土木学会の活動に貢献することを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、新潟地区における会員の親睦交流を通じて、土木工学及び土木事業の発展に寄与するとともに土木学会の活動に貢献することを目的とする。</p> |
| <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工学に関する研究発表会、講演会等の開催及び見学、視察等の実施。 2. 土木学会活動の地方への普及ならびに会員間の親睦に寄与する行事。 3. その他本会の目標達成のため必要な事業。 | <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動(事業)を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土木工学に関する研究発表会、講演会等の開催及び見学、視察等の実施 (2) 土木学会活動の地方への普及ならびに会員間の親睦に寄与する行事 (3) <u>その他本会の目的を達成するために必要な事項</u> |
| <p>(会員)</p> <p>第4条 本会の会員は次の資格を有するもので構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 <ol style="list-style-type: none"> A 新潟県内に在住するか又、新潟県内の土木事業にたずさわる土木学会正会員 B 新潟県内に在住するか又、新潟県内の土木事業にたずさわり、本会の目的事業に賛同する個人 2. 学生会員 新潟県内に在住する土木学会学生会員 3. 賛助会員 新潟県内に事業所を有するもので、本会の目的事業に賛同するもの | <p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の3種類とし、入会登録を行った者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正会員 <ol style="list-style-type: none"> A 新潟県内に在住するか又は新潟県内の土木事業にたずさわる土木学会正会員 B 新潟県内に在住するか又は新潟県内の土木事業にたずさわり、本会の目的事業に賛同する個人 (2) 学生会員 新潟県内に在住する土木学会学生会員 (3) 賛助会員 新潟県内に事業所を有するもので、本会の目的事業に賛同するもの |
| <p>(入会及び会費)</p> <p>第5条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賛助会員になろうとするものは、幹事会の承認を得なければならない。 2. 賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。 3. 既納の会費は返還しない。 | <p>(入会)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入提出し、幹事会の承認を得なければならない。</p> |
| | <p>(会費)</p> <p>第7条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>い。</p> <p>(1) 正会員A、B及び学生会員は、会費を免ずる。</p> <p>(2) 賛助会員は、総会において定める会費（別紙1）を納入しなければならない。</p> <p>2 既納の会費は返還しない。</p> |
| <p>(退会)</p> <p>第6条 会員で退会しようとする者は、所定の義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> | <p>(退会)</p> <p>第8条 会員で退会しようとする者は、所定の義務を完了した後に退会届を提出することとし、幹事会の承認を得ることとする。</p> <p>2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、幹事会の議決を経て、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 本人が死亡したとき</p> <p>(2) 会費を1年以上納入しないとき</p> |
| <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>1. 会長 1名</p> <p>2. 副会長 2名</p> <p>3. 顧問 若干名</p> <p>4. 幹事 若干名（うち幹事長並びに副幹事長を各1名置く。）</p> <p>5. 会計監事 2名</p> | <p>(役員)</p> <p>第9条 本会に会員をもって次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 幹事長、副幹事長 各1名</p> <p>(4) 幹事 若干名</p> <p>(5) 顧問 若干名</p> <p>(6) 会計監事 2名</p> |
| <p>(役員を選任)</p> <p>第8条 役員を選任方法は、次のとおりとする。</p> <p>1. 会長は本会に所属する正会員の中から幹事会が推薦し、総会で選任する。</p> <p>2. 副会長は会長が委嘱する。</p> <p>3. 顧問は会長が委嘱する。</p> <p>4. 幹事長及び副幹事長並びに幹事は会長が委嘱する。</p> <p>5. 会計監事は本会に所属する正会員の中から役員会が選任する。</p> | <p>(役員職務)</p> <p>第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>3 幹事長、副幹事長及び幹事は総会の決議に基づき、本会の業務を執行する。</p> <p>4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>5 顧問は、本会に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。</p> <p>6 会計監事は、本会の会計監査を行う。</p> |
| <p>(役員職務)</p> <p>第9条 役員職務は次のとおりとする。</p> <p>1. 会長は会を代表し、総会及び役員会の議長となる。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合その職務を代行する。</p> <p>3. 顧問は本会に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。</p> <p>4. 幹事は役員会の決議に基づき、会の業務を執行する。</p> <p>5. 会計監事は本会の会計監査を行う。</p> | <p>(役員選任)</p> <p>第11条 役員選任方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 会長は、本会に所属する正会員の中から幹事会が推薦し、総会で選任する。</p> <p>2 副会長、幹事長及び幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、会長が委嘱する。</p> <p>4 会計監事は、本会に所属する賛助会員の中から幹事会が推薦し、総会で選任する。</p> |
| <p>(役員任期)</p> <p>第10条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。</p> | <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>(役員の解任)</p> <p>第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。</p> <p>(2) その他解任に相当する事項が認められるとき。</p> |
| | <p>(総会)</p> <p>第 14 条 本会の総会は、会員を持って構成し、毎年 1 回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。</p> <p>2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 会則、事業等の改廃</p> <p>(2) 事業計画並びに収支予算及び決算</p> <p>(3) 賛助会員の会費</p> <p>(4) 本会の解散</p> <p>(5) 役員の選任及び解任</p> <p>(6) その他本会の運営に関し重要な事項</p> <p>2 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>3 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。</p> |
| <p>(会議)</p> <p>第 11 条 会議は総会、役員会及び幹事会とし、総会は会長が招集し、幹事会は幹事長が招集する。</p> | <p>(会議)</p> <p>第 15 条 会議は、総会及び幹事会とし、総会は会長が招集し、幹事会は幹事長が招集する。</p> <p>2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。</p> |
| <p>(事業計画、収支予算及び決算)</p> <p>第 12 条 本会の事業計画、終始予算及び決算は無い粘土の当初において幹事会で作成し、総会に諮る。</p> <p>(経費等)</p> <p>第 13 条 本会の経費は賛助会費を徴しこれにあてるほか、関東支部からの交付金、事業に伴う収入および寄付金による。</p> | <p>(事業報告書及び決算)</p> <p>第 16 条 会長は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> |
| <p>(会計年度)</p> <p>第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日までに終わる。</p> | <p>(事業年度)</p> <p>第 17 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。</p> |
| <p>(事務所)</p> <p>第 15 条 本会の事務局は新潟市中央区新光町 6 番地 1、興和ビル内に置く。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第 18 条 本会の事務局は、新潟市中央区新光町 6 番地 1、興和ビル内</p> <p>(一社) 日本建設業連合会北陸支部に置く。</p> |
| | <p>(会計)</p> <p>第 19 条 本会の経費は、賛助会費を徴してこれに充てるほか、関東支部からの交付金、事業に伴う収入及び寄付金をもって充てる。</p> <p>2 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日ま</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>でとする。</p> <p>3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。</p> |
| | <p>(会員資格の抹消 (除名))</p> <p>第 20 条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、幹事会の議決を経て登録を抹消 (除名) することができる。</p> <p>(1) 会員との連絡が取れなくなった場合。</p> <p>(2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。</p> |
| <p>(規約の変更)</p> <p>第 16 条 この規約は総会の決議を得なければ変更することが出来ない。</p> <p>ただし、軽微なものはこの限りでない。</p> | <p>(会則の変更)</p> <p>第 21 条 この会則の改正は、総会の議決を経て、関東支部商議員会の承認を得なければならない。</p> |
| <p>(その他)</p> <p>第 17 条 本会は土木学会定款、規則及び関東支部規定を遵守し活動をおこなうものである。</p> | <p>(その他)</p> <p>第 22 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> |
| <p>(付則)</p> <p>1. この規約は昭和 54 年 5 月 23 日より施行する。</p> <p>2. 初年度は会長及び会計監事を総会で選任する。</p> <p>改正 平成 11 年 5 月 21 日</p> <p>改正 平成 22 年 5 月 11 日</p> | <p>付 則</p> <p>1. この会則は、2020 年 月 日から施行する。</p> <p>なお、昭和 54 年 5 月 23 日施行の土木学会関東支部新潟会規約は廃止する。</p> |

群馬会会則

| 旧会則 | 新会則 |
|---|--|
| 土木学会 群馬会 規約 | 土木学会関東支部群馬会会則 |
| <p>(名称) 第1条 本会は、土木学会群馬会という。(以下本会という。)</p> | <p>(名称) 第1条 本会は、土木学会関東支部群馬会という。(以下本会という。)</p> |
| <p>(目的) 第2条 本会は群馬県に在住又は勤務する土木関係業務に従事するもの及び土木技術に関心のあるものの親睦交流を通じて、土木工学及び土木事業の発展に寄与すると共に土木学会についての意識を高揚し、その活動に貢献することを目的とする。</p> | <p>(目的) 第2条 本会は群馬県に在住又は勤務する土木関係業務に従事するもの及び土木技術に関心のあるものの親睦交流を通じて、土木工学及び土木事業の発展に寄与すると共に土木学会についての意識を高揚し、その活動に貢献することを目的とする。</p> |
| <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1. 土木事業に関する検討会・見学会等 2. 土木工学に関する研究発表会・講演会・講習会等 3. 土木事業の普及・広報に寄与する行事 4. 会員間の親睦に寄与する行事 5. 土木学会活動の地方への普及・広報に寄与する行事 6. その他本会の目的達成のため必要な事業</p> | <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 土木事業に関する検討会・見学会等 (2) 土木工学に関する研究発表会・講演会・講習会等 (3) 土木事業の普及・広報に寄与する行事 (4) 会員間の親睦に寄与する行事 (5) 土木学会活動の地方への普及・広報に寄与する行事 (6) その他本会の目的達成のため必要な事業</p> |
| <p>(会員) 第4条 本会の会員の種別は、次の3種とする。 (1) 正会員 (2) 学生会員 (3) 賛助会員 第5条 本会の会員は、次の条件を満足し入会を希望するもので構成する。 1. 正会員 本会の目的に賛同し、群馬県内に在住するか又は勤務するもの 2. 学生会員 群馬県内の教育機関において土木工学の課程を習得中の学生又は生徒 3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人、法人又は団体</p> | <p>(会員の資格) 第4条 本会の会員は、次の3種類とする。 (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。 (2) 学生会員は、群馬県内の教育機関において土木工学の課程に在籍する学生又は生徒で、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。 (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。</p> |
| <p>(入会と会費) 第6条 1. 会員になろうとするものは、別に定めた入会申込書に該当事項を記入提出し、幹事会の承認を得なければならない。 2. 会員は、次の会費を納入しなければならない。 正会員は、年会費2000円とする。 学生会員は、年会費1000円とする。 賛助会員は、年会費1口10000円以上とする。 3. 既納の会費は返還しない。</p> | <p>(入会) 第5条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入提出し、幹事会の承認を得なければならない。</p> |
| | <p>(会費) 第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (1) 正会員 年会費 2000 円 (2) 学生会員 年会費 1000 円 (3) 賛助会員 年会費 10000 円以上 |
| <p>(会員の権利)</p> <p>第7条 会員の権利は次のとおりとし、そのものに専属する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 正会員又は学生会員は、本会が主催する事業に参加できる。 2. 賛助会員は、本会が主催する事業に参加できる | |
| <p>(退 会)</p> <p>第8条 会員が退会しようとするときは、会長にその旨を届け出て、幹事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(除 名)</p> <p>第9条 会員が次の一に該当するときは、幹事会の議決を経て除名することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会費を1年以上滞納したとき 2. 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき | <p>(退会)</p> <p>第7条 会員は、退会届を提出し、幹事会の承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人が死亡したとき (2) 会費を5年以上納入しないとき |
| <p>(役 員)</p> <p>第10条 本会は、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会 長 2. 副会長 3名以内 3. 顧 問 若干名 4. 幹事長 5. 幹 事 40名以内 6. 会計監事 2名 | <p>(役員)</p> <p>第8条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以内 (3) 顧問 若干名 (4) 幹事長 1名 (5) 幹事 40名以内 (6) 会計監事 2名 |
| <p>(役員職務)</p> <p>第12条 役員職務は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 3. 幹事長は会長の意を受けて幹事会を開き、本会の運営に当たる。 4. 顧問は、幹事長の諮問に応ずる。 5. 会計監事は、本会の会計監査を行う。 | <p>(役員職務)</p> <p>第9条 役員職務は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。 (3) 幹事長、幹事は総会の決議に基づき、会の業務を執行する。 (4) 顧問は、幹事長の諮問に応ずる。 (5) 会計監事は、本会の会計監査を行う。 |
| <p>(役員選任)</p> <p>第11条 役員選任方法は、次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会長は、群馬県県土整備部長とする。 2. 副会長は、会長が選任する。 3. 顧問は、幹事会の推薦により、会長が委嘱する。 4. 幹事は、別途分類による職場の互選により選出する。 5. 幹事長は、幹事の互選により選任する。 6. 会計監事は、本会の会員の中から会長が選任する。 | <p>(役員選任)</p> <p>第10条 役員選任方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、群馬県県土整備部長とする。 (2) 副会長は、会長が選任する。 (3) 顧問は、幹事会の推薦により、会長が委嘱する。 (4) 幹事は、別途分類による職場の互選により選出する。 (5) 幹事長は、幹事の互選により選任する。 (6) 会計監事は、本会の会員の中から会長が選任する。 |
| <p>(役員任期)</p> <p>第13条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。</p> | <p>(役員任期)</p> <p>第11条 役員任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(役員の解任)</p> <p>第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。</p> <p>(2) その他解任に相当する事項が認められるとき。</p> |
| <p>(総会)</p> <p>第14条 1. 総会は、本会の事業計画及び収支予算・決算を決議する。</p> <p>2. 総会は、会長が招集する。</p> <p>3. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。</p> | <p>(総会)</p> <p>第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。</p> <p>2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 会則、事業等の改廃</p> <p>(2) 事業計画並びに収支予算及び決算</p> <p>(3) 本会の解散</p> <p>(4) 役員の選任及び解任</p> <p>(5) その他本会の運営に関し重要な事項</p> <p>3 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。但し、委任状を提出した者は出席者とみなす。</p> |
| <p>(幹事会)</p> <p>第15条 1. 幹事会は、総会で決議された事業計画及び予算に基づき、本会の会務を執行する。</p> <p>2. 幹事会は、幹事長が招集する。</p> | <p>(会議)</p> <p>第14条 会議は総会及び幹事会とし、総会は会長が招集し、幹事会は幹事長が招集する。</p> <p>2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。</p> |
| <p>(委員会等)</p> <p>第16条 本会には、必要があるときは、調査研究のための委員会及び研究会（以下「委員会等」という）を設けることができる。</p> <p>1. 委員会等は幹事会の議により設置し、総会で報告する。</p> <p>2. 委員は幹事会の議を経て会長が委嘱する。</p> <p>3. 委員長、副委員長等は委員の互選により定め、委員長は本会の幹事を兼務する。</p> <p>4. その他必要な事項は、各委員会等の規程等で定める。</p> | <p>(委員会等)</p> <p>第15条 本会には、必要があるときは、調査研究のための委員会及び研究会（以下「委員会等」という）を設けることができる。</p> <p>2. 委員会等は幹事会の議により設置し、総会で報告する。</p> <p>3. 委員は幹事会の議を経て会長が委嘱する。</p> <p>4. 委員長、副委員長等は委員の互選により定め、委員長は本会の幹事を兼務する。</p> <p>5. その他必要な事項は、各委員会等の規程等で定める。</p> |
| | <p>(事業報告書及び決算)</p> <p>第16条 会長は、毎事業年度終了後4ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> |
| | <p>(事業年度)</p> <p>第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> |
| <p>(事務所)</p> <p>第19条 本会の事務所は、社団法人群馬建設会館内に置く。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第18条 本会の事務局は、群馬県前橋市元総社町2-5-3株式会社群馬建設会館内に置く。</p> |
| <p>(経費)</p> <p>第17条 本会の経費は、会費、援助金及び寄付金等</p> | <p>(会計)</p> <p>第19条 本会の経費は、会費、関東支部からの交付金、援</p> |

| | |
|--|---|
| <p>による。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> | <p>助金及び寄付金等による。</p> <p>2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>3. 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。</p> <p>4. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。</p> |
| | <p>(会員資格の抹消(除名))</p> <p>第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、幹事会の議決を経て登録を抹消(除名)することができる。</p> <p>(1) 会員との連絡が取れなくなった場合。</p> <p>(2) 会費を1年以上滞納したとき。</p> <p>(3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。</p> |
| <p>(規約の変更)</p> <p>第20条 この規約は、総会の決議を得て変更することが出来る。ただし軽微なものは会長の同意を得て、幹事会で決定し、総会で報告する。</p> | <p>(会則の変更)</p> <p>第21条 この会則の改正は、総会の議決を経て、関東支部商議員会の承認を得なければならない。</p> |
| <p>(その他)</p> <p>第21条 本会は、土木学会定款、規則及び関東支部規定を参考に活動を行う。</p> | <p>(その他)</p> <p>第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> |
| <p>(付 則)</p> <p>1. この規定は平成元年7月1日より施行する。</p> <p>2. 初年度の会長・副会長・幹事長・幹事・会計監事は、発起人会で推薦し、設立総会で選任する。</p> <p>3. 各職場とは、学校関係・国の機関・県関係・市町村関係・土木工学を利用する全産業関係・建設業関係・コンサルタント等の関係・建設関連産業団体関係等であり、各職場の幹事の数とは別途協議して決める。</p> | <p>付 則</p> <p>1. この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 なお、1989年7月1日制定の土木学会群馬会規約は廃止する。</p> <p>2. 各職場とは、学校関係・国の機関・県関係・市町村関係・土木工学を利用する全産業関係・建設業関係・コンサルタント等の関係・建設関連産業団体関係等であり、各職場の幹事の数とは別途協議して決める。</p> |

茨城会会則

| 旧会則 | 新会則 |
|---|--|
| 公益社団法人土木学会 関東支部茨城会会則 | 土木学会関東支部茨城会会則 |
| <p>第1章 総 則 (名 称)</p> <p>第2条 本会は、公益社団法人土木学会 関東支部茨城会(以下「茨城会」という。</p> | <p>第1章 総 則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、公益社団法人土木学会 関東支部茨城会(以下「本会」と称する。</p> |
| <p>(事務局)</p> <p>第25条 本会に事務局を置く。 2. 事務局は会長の指示を受け、本会の事務を処理する。 3. 事務局は、国立大学法人茨城大学工学部に置く。 〒316-8511 茨城県日立市中成沢町 4-12-1</p> | <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、日立市中成沢町 4-12-1 茨城大学工学部に置く。</p> |
| <p>(目 的)</p> <p>第1条 本会は、公益社団法人土木学会 関東支部茨城会としての活動を行うとともに、産・学・官の建設技術者等が建設技術に関する本県の課題やその対応方策などについて、会員の専門もしくは職域にとらわれず、自由な立場で調査、研究、開発に参加あるいは協力をすることにより、会員相互の技術力の向上と、地域のニーズに的確に対応しうる建設技術の育成を図り、もって豊かな郷土づくりに貢献することを目的とする。 また、本会の実施する講演会や講習会が会員の有意義なCPD(継続教育)となり、建設技術の質的向上に資することを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、公益社団法人土木学会 関東支部茨城会としての活動を行うとともに、産・学・官の建設技術者等が建設技術に関する本県の課題やその対応方策などについて、会員の専門もしくは職域にとらわれず、自由な立場で調査、研究、開発に参加あるいは協力をすることにより、会員相互の技術力の向上と、地域のニーズに的確に対応しうる建設技術の育成を図り、もって豊かな郷土づくりに貢献することを目的とする。 また、本会の実施する講演会や講習会が会員の有意義なCPD(継続教育)となり、建設技術の質的向上に資することを目的とする。</p> |
| <p>(事 業)</p> <p>第3条 茨城会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 公益社団法人土木学会及び関東支部の関連行事の実施 (2) 建設技術全般に関する各種調査研究 (3) 講演会、講習会、シンポジウムおよび見学会の開催 (4) 会報その他印刷物の刊行 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条本会は前条の目的を達成するために、次の活動(事業)を実施する。 (1) 公益社団法人土木学会及び関東支部の関連行事の実施 (2) 建設技術全般に関する各種調査研究 (3) 講演会、講習会、シンポジウムおよび見学会の開催 (4) 会報その他印刷物の刊行 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> |
| <p>第2章 会 員 (会員の種類)</p> <p>第4条 茨城会の会員は、次の3種とする。 (1) 正会員 : 本会の各種事業において主体となって活動する者。 (2) 賛助会員 : 本会の目的および事業に賛同し、本</p> | <p>第2章 会 員 (会員の資格)</p> <p>第5条 茨城会の会員は、次の2種とする。 (1) 正会員は、本会の各種事業において主体となって活動する者とする。 (2) 賛助会員は、本会の目的および事業に賛同し、本会を</p> |

| | |
|---|---|
| <p>会を援助する団体。</p> <p>(3) 特別会員：本会の活動を支持する者で、本会の事業遂行に貢献すると認められたもの。</p> | <p>援助する団体とする。</p> |
| <p>(入 会)</p> <p>第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、正会員および賛助会員にあっては、その承認を、特別会員にあっては理事会の承認を得なければならない。</p> | <p>(入 会)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入提出し、正会員および賛助会員にあっては、その承認を得なければならない。</p> |
| <p>(会 費)</p> <p>第6条 会員は、第17条に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 納入した会費は、返還しない。</p> <p>第17条 会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 年額 1,000円</p> <p>ただし、茨城会で土木学会員のグループの会員の会費は無料とする。</p> <p>(2) 賛助会員 年額 1口 30,000円</p> | <p>(会 費)</p> <p>第7条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 会費は次の各号に掲げるとおりとする。納入した会費は、返還しない。</p> <p>(1) 正会員 年額 1,000円</p> <p>(2) 賛助会員 年額 1口 30,000円</p> |
| <p>(退 会)</p> <p>第7条 会員は、次の場合には退会する。</p> <p>(1) 第4条各号に規定する資格をそれぞれ失ったとき</p> <p>(2) 退会の申出をし、会長の承認を得たとき</p> | <p>(退 会)</p> <p>第8条 会員は、退会届を提出し、会長の承認を得なければならない。</p> <p>2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 本人が死亡したとき</p> <p>(2) 第5条各号に規定する資格をそれぞれ失ったとき</p> |
| <p>第3章 役員および顧問</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 20名以上25名以内</p> <p>(2) 監 事 2名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。なお、会長、副会長は、産・学・官からそれぞれ1名を選出するものとする。</p> | <p>第3章 役員および顧問</p> <p>(役員)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 20名以上25名以内</p> <p>(2) 監 事 (会計監事) 2名以内</p> <p>(3) 幹 事 長 1名</p> <p>(4) 幹 事 若干名</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。なお、会長、副会長は、産・学・官からそれぞれ1名を選出するものとする。</p> |
| <p>(役員の職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する順位によりその職務を代理する。</p> <p>3. 理事は、会長、副会長を補佐し、理事会を構成する。</p> <p>4. 監事は、本会の会計および事務を監査し、また理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。</p> | <p>(役員の職務)</p> <p>第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>3. 幹事長、幹事は総会の決議に基づき、会の業務を執行する。</p> <p>4. 監事 (会計監事) 2名は本会の会計監査を行う。また理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。</p> <p>5. 理事は、会長、副会長を補佐し、理事会を構成する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(役員を選任)</p> <p>第10条 理事および監事は総会の議決によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任し、総会の承認を得る。 3. 役員に欠員を生じたときには、補欠を選任することができる。この場合、その選任に当たっては、第1項の規定を準用する。 4. 会長に事故があった時は、第15条第1項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事の中から新たに会長を選任する。 5. 前項の規定により選任した会長の任期は、前任の会長の残任期間とする。 6. 公益社団法人土木学会 関東支部の商議員に選任されたものは、本会の理事となる。 | <p>(役員を選任)</p> <p>第11条 理事および監事は総会の議決によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任し、総会の承認を得る。 3. 幹事は会長が委嘱する。 4. 幹事長は幹事会の互選により選任する。 5. 役員に欠員を生じたときには、補欠を選任することができる。この場合、その選任に当たっては、第1項の規定を準用する。 6. 会長に事故があった時は、第15条第1項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事の中から新たに会長を選任する。 7. 前項の規定により選任した会長の任期は、前任の会長の残任期間とする。 8. 公益社団法人土木学会 関東支部の商議員に選任されたものは、本会の理事となる。 |
| <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。 3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。 | <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。 3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。 |
| | <p>(役員解任)</p> <p>第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。 (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。 |
| | <p>(顧問および相談役)</p> <p>第14条 本会に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 顧問および相談役は会長の諮問に応じ、理事会に出席することができる。 |
| <p>第4章 総会・理事会 (総会)</p> <p>第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 総会は、会長が召集してその議長となる。 3. 総会は、正会員の1/10以上の出席で成立するものとし、当該議決すべき事項について予め書面をもって意志表示をした者は出席者と見なす。 4. 総会は次の事項を審議し、議事は出席した正会員の過半数で決定する。 | <p>第4章 総会・理事会 (総会)</p> <p>第15条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会則、事業等の改廃 (2) 事業計画並びに収支予算及び決算 (3) 本会の解散 |

| | |
|--|--|
| <p>ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(1) 事業報告および収支決算の承認 (2) 事業計画および収支予算の決定 (3) 理事及び監事の選任または解任 (4) 会則の制定および改廃 (5) その他、会務運営に関する重要事項</p> | <p>(4) 役員を選任及び解任 (5) その他本会の運営に関し重要な事項</p> <p>3. 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>4. 総会は、正会員の 1/10 以上の出席で成立し、当該議決すべき事項について予め書面をもって意志表示をした者は出席者と見なす。議事は出席者の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p> |
| <p>(理 事 会)</p> <p>第 15 条 理事会は、会長が必要に応じ召集してその議長となる。</p> <p>2. 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。 ただし、事由により出席できない場合は全権を委任された代理人を出席者とみなす。</p> <p>3. 理事会は次の事項を審議し、議事は出席者の過半数で決定する。 可否同数のときは議長が決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項 (3) 総会より委任を受けた事項 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 会長、副会長の選任及び解任 (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> | <p>(理 事 会)</p> <p>第 16 条 理事会は、会長が必要に応じ召集してその議長となる。</p> <p>2. 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。 ただし、事由により出席できない場合は全権を委任された代理人を出席者とみなす。</p> <p>3. 理事会は次の事項を審議し、議事は出席者の過半数で決定する。 可否同数のときは議長が決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項 (3) 総会より委任を受けた事項 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 会長、副会長の選任及び解任 (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> |
| | <p>(会 議)</p> <p>第 17 条 会議は総会及び幹事会とし、総会は会長が召集し、幹事会は幹事長が召集する。</p> |
| <p>第 6 章 幹事会および分科会 (幹事会の設置および構成)</p> <p>第 20 条 茨城会の会務を処理し事業を推進するため、幹事会を置く。</p> <p>2. 幹事会の委員長（以下「幹事長」という）は、正会員の中から会長が選任し、理事を兼務する。</p> <p>3. 幹事長を補佐するため、副幹事長を幹事の互選により設置する。</p> <p>4. 幹事会の委員は、別に定める規則（以下「規則」という。）にもとづき選出し幹事長が任命する。</p> <p>5. 委員会および委員の任期は 2 年とし、任期内に変更があるときは、前任者の残存期間とする。 ただし、再任を妨げない。</p> | <p>第 5 章 幹事会および分科会 (幹事会の設置および構成)</p> <p>第 18 条 茨城会の会務を処理し事業を推進するため、幹事会を置く。</p> <p>2. 幹事会の委員長（以下「幹事長」という）は、正会員の中から会長が選任し、理事を兼務する。</p> <p>3. 幹事長を補佐するため、副幹事長を幹事の互選により設置する。</p> <p>4. 幹事会の委員は、別に定める規則（以下「規則」という。）にもとづき選出し幹事長が任命する。</p> <p>5. 委員会および委員の任期は 2 年とし、任期内に変更があるときは、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> |
| <p>(幹事会の活動)</p> <p>第 21 条 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。</p> <p>2. 幹事会は、理事会に付議する事項の立案、第 3 条の事業の実行、その他会長が必要と認めた会務の処理に当たるものとする。</p> | <p>(幹事会の活動)</p> <p>第 19 条 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。</p> <p>2. 幹事会は、理事会に付議する事項の立案、第 3 条の事業の実行、その他会長が必要と認めた会務の処理に当たるものとする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(分科会)</p> <p>第22条 幹事会は、第3条第1号に定める事業の実行のため、会長の承認を経て分科会を置くことができる。</p> <p>2. 分科会の構成および活動等は、規則にもとづいて行う。</p> | <p>(分科会)</p> <p>第20条 幹事会は、第3条第1号に定める事業の実行のため、会長の承認を経て分科会を置くことができる。</p> <p>2. 分科会の構成および活動等は、規則にもとづいて行う。</p> |
| <p>第7章 表彰</p> <p>(表彰)</p> <p>第23条 茨城会の活動において業績や技術提案に著しい成果があった者、または功績があると認められる者に対し表彰を行う。</p> <p>2. 表彰対象者の選任は、幹事会の推薦によるものとし、総会時に表彰を実施する。</p> <p>3. 表彰規定については、別途定める。</p> | <p>(表彰)</p> <p>第21条 茨城会の活動において業績や技術提案に著しい成果があった者、または功績があると認められる者に対し表彰を行う。</p> <p>2. 表彰対象者の選任は、幹事会の推薦によるものとし、総会時に表彰を実施する。</p> <p>3. 表彰規定については、別途定める。</p> |
| | <p>第6章 会計 (事業報告書及び決算)</p> <p>第22条 会長は、毎事業年度終了後4ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> |
| | <p>(事業年度)</p> <p>第23条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> |
| <p>(</p> | <p>(事務局)</p> <p>第24条 本会の事務局は、国立大学法人茨城大学工学部に置く。</p> <p>〒316-8511 茨城県日立市中成沢町4-12-1</p> <p>2. 事務局は会長の指示を受け、本会の事務を処理する。</p> |
| <p>(経費)</p> <p>第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第19条 監事は、会計年度終了後すみやかに収支決算等の監査を実施する。</p> | <p>(会計)</p> <p>第25条 本会の経費は、会費、寄付金、関東支部からの交付金その他の収入をもって充てる。</p> <p>2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>3. 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、関東支部幹事長へ報告し総会を招集し決算報告する。</p> <p>4. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。</p> |
| | <p>(会員資格の抹消(除名))</p> <p>第26条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、幹事会の議決を経て登録を抹消(除名)することができる。</p> <p>(1)会員との連絡が取れなくなった場合。</p> <p>(2)会費を1年以上滞納したとき。</p> <p>(3)会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第8章 雑 則 (規則等の決定) 第24条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p> | <p>(会則の変更) 第27条 この会則の改正は、総会の議決を経て、関東支部商議員会の承認を得なければならない。</p> |
| | <p>(その他) 第28条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。</p> |
| <p>第9章 付 則 この会則は、平成10年7月9日から施行する。 平成12年7月7日一部変更。 平成17年7月22日一部変更。 平成18年7月28日一部変更。 平成19年7月20日一部改正。 平成22年7月16日一部改正。 平成25年7月26日一部改正。 平成29年7月21日一部改正。</p> | <p>第7章 付 則 この会則は、平成10年7月9日から施行する。 平成12年7月7日一部変更。 平成17年7月22日一部変更。 平成18年7月28日一部変更。 平成19年7月20日一部改正。 平成22年7月16日一部改正。 平成25年7月26日一部改正。 平成29年7月21日一部改正。 2019年7月12日一部改正。</p> |